

議員提出議案第4号

加西市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会基本条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年2月27日提出

加西市議会議長 森田博美 様

提出者	加西市議会議員	森元 清蔵
賛成者	〃	植田 通孝
〃	〃	井上 芳弘
〃	〃	土本 昌幸
〃	〃	別府 直
〃	〃	黒田 秀一
〃	〃	織部 徹
〃	〃	三宅 利弘

加西市議会基本条例の一部を改正する条例

加西市議会基本条例（平成 22 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 6 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 3 項中「議会は」の右に「、本会議」を加える。

第 7 章の章名を次のように改める。

第 7 章 政務活動費

第 14 条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。